

第207期 定時株主総会 招集ご通知



SHIKOKU ALLIANCE

四国アライアンス

日時

2019年6月27日（木曜日）
午前10時

場所

徳島市西船場町二丁目24番地の1
当行本店 3階大会議室
(末尾の会場のご案内図をご参照ください。)

議決権行使書用紙または
インターネット等による議決権行使期限

2019年6月26日（水曜日）
午後5時30分まで

目次

第207期定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	3
計算書類等	31
監査報告書	37
(株主総会参考書類)	
第1号議案 定款一部変更の件	41
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 8名選任の件	42
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件	47
インターネット等による議決権行使のご案内	49



阿波銀行

証券コード：8388

株 主 各 位

徳島市西船場町二丁目24番地の1

株式会社 **阿波銀行**
取締役頭取 長 岡 奨

第207期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第207期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 徳島市西船場町二丁目24番地の1
当行本店 3階大会議室
(末尾の会場のご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第207期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 事業報告および計算書類報告の件
 2. 第207期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

議決権行使についてのご案内

当日ご出席による議決権行使



開催日時 2019年6月27日（木）午前10時

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

書面による議決権行使



行使期限 2019年6月26日（水）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、「日本証券代行株式会社代理人部」に到着するようご返送ください。

インターネット等による議決権行使



行使期限 2019年6月26日（水）午後5時30分まで

議決権行使ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は49頁から50頁をご覧ください。

1 重複行使の取扱い

「書面による議決権行使」の方法により議決権を行使され、「インターネット等による議決権行使」の方法でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わず「インターネット等による議決権行使」を有効なものとしてさせていただきます。

また、インターネット等で議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

2 議決権の代理行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

以上

- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の株主資本等変動計算書・個別注記表および連結計算書類の連結株主資本等変動計算書・連結注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.awabank.co.jp/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であり、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。
- ◎ 当行では節電のため冷房の温度を高めに設定しておりますので、株主の皆さまにおかれましては、軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.awabank.co.jp/>) に掲載させていただきます。

第207期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

当行の主要な事業内容

当行は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務のほか、公共債・投資信託・保険の販売業務及び金融商品仲介業務並びに信託業務等を通じ、地域の皆さまに幅広い金融商品・サービスを提供しております。

また、当行グループでは、阿波銀ビジネスサービス株式会社において銀行事務代行業務等を、阿波銀保証株式会社において信用保証業務等を、阿波銀カード株式会社においてクレジットカード業務等を、阿波銀コンサルティング株式会社において経営コンサルティング業務等を行うほか、阿波銀リース株式会社においてリース業務等を行い、グループ会社5社による銀行業務の補完により総合金融サービスを提供しております。

金融経済環境

2018年度のわが国経済は、海外経済に減速の動きが見られたものの、企業収益や業況感が総じて良好な水準を維持したほか、雇用・所得環境の着実な改善を背景に個人消費が底堅く推移するなど、景気は緩やかな拡大が続きました。しかしながら、人手不足や資源高に起因するコスト増加に加え、保護主義的な動きなどによる世界経済の減速懸念の拡がりから、先行きについて不透明感が高まりつつあります。

この間、金融・為替市場では、秋口にかけて世界経済の回復が追い風となり株高が進行したものの、その後は年末にかけて米国の金融政策運営や米中貿易摩擦への懸念から円高・株安・長期金利低下が進行するなど不安定な動きとなりました。

県内経済につきましては、住宅投資がやや弱めの動きとなっているものの、個人消費や企業の生産活動が持ち直しているほか、雇用・所得環境の改善が進んでおり、総じて見れば緩やかな回復が続いております。

事業の経過及び成果

このような環境下、当期は、新長期経営計画「As One」の初年度にあたり、基本戦略「構造改革と永代取引の進化」のもと、お客さま本位の視点で営業・事務・チャネル体制等を見直し、金融サービスと生産性の向上を実現するため、構造改革を徹底して実施したほか、すべてのお客さまと世代を超えた息の永いお取引を継続し、永続的な発展に寄与していくという当行の伝統的営業方針「永代取引」をさらに進化させるために、さまざまな施策に取り組ましました。

《商品、サービス》

商品、サービスにつきましては、お客さまの多様化するニーズに積極的にお応えするため、商品やサービスの充実などに取組みました。

個人のお客さまには、お客さまのライフステージに応じた最適なポートフォリオの構築にお役に立てるよう投資信託や保険等の商品ラインアップの拡充を図りました。また、各種キャンペーンの実施やセミナーの開催などを展開したほか、高齢化等の社会環境変化に伴うお客さまのニーズにお応えするため、家族（民事）信託受託者向けサービスを開始いたしました。さらに、お客さまの利便性向上のためインターネットバンキングの充実を図り、無担保個人ローンの一部について、お申し込み時のご来店や契約書等のご記入が不要な「Web契約型」方式の導入や、24時間365日お客さまからのお問い合わせに対応するため、AI技術を活用した対話型自動応答システムの導入を図りました。

一方、法人のお客さまには、地域密着型金融の推進に一層努める中、創業や新たな事業展開も含め、事業性評価を通じた本業のご支援に積極的に取組みました。災害の復興及び事業活動に必要な資金を迅速にご融資する「あわぎん災害復興特別支援資金」の取扱開始や、「年末休日相談窓口」を設置するなど、金融仲介機能の発揮に努めました。また、税制セミナーや越境ECセミナーなどを積極的に開催したほか、四国の地方銀行4行が地方創生に向けて取組む四国アライアンスによるビジネスマッチング支援や商談会の開催など、お客さまのネットワークや販路の拡大に向けた取組みを強化いたしました。

《店舗・営業チャンネル、組織》

店舗・営業チャンネルにつきましては、「ローンプラザ」を小松島支店及び北島支店内に新設し、個人ローンのご相談やお申込みに関する休日相談も開始いたしました。

組織面につきましては、預金・証券・保険等の各種金融資産に関するコンサルティングの強化を図るため「金融資産コンサルティング室」を新設いたしました。ファミリーサポート営業の実践によってお客さまの安定的な金融資産形成の実現をサポートしてまいります。

そのほか、徳島県内において「勝瑞支店」を「北島支店」内に、「中田支店」を「小松島支店」内に店舗内店舗として移転統合し、店舗チャンネルの効率化を進めました。

《ガバナンス強化への取組み》

ガバナンス強化への取組みにつきましては、取締役会の監査・監督機能を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。さらに委員の過半数を社外取締役で構成し、取締役及び執行役員員の指名・報酬に係る取締役会の諮問機関である「アドバイザー委員会」の運用を開始いたしました。また、当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員を対象に、報酬と当行の業績及び株式価値との連動性を明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、当行株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度を導入いたしました。

＜地域貢献活動＞

地域貢献活動につきましては、金融教室や各種スポーツ大会を通じた青少年の育成に取組むとともに、公益財団法人阿波銀行学術・文化振興財団及び公益財団法人阿波銀福祉基金による助成活動も継続いたしました。さらに従来から取組んでまいりました私募債発行手数料の一部を学校等に寄贈する「こども応援債」の取扱いや、アドプト・プログラム吉野川清掃ボランティア活動など、幅広い活動を展開いたしました。

また、四国アライアンスでは、これまでの活動に加え「WWA ウェイクボード世界選手権大会2018」及び「サイクリングしまなみ2018」において4行の共同ブースを出展し来客誘致支援活動等を行ったほか、四国地域における起業・創業意識の向上及び独創的なビジネスプランを持つ起業家の発掘・事業化支援を目的に昨年に続き「四国アライアンス ビジネスプランコンテスト」を開催するなど、地方創生に向けた取組みも強化いたしました。

＜営業の成果等＞

このような経過を踏まえ、当期の営業の成果を主な業務区分別に見ますと、次のとおりであります。

（預金及び預かり資産）

預金及び預かり資産につきましては、お客さまの多様化するニーズへの対応に努め、お取引の拡大を図りました。

この結果、譲渡性預金を含めた預金は、公金預金が減少したものの、個人預金・法人預金は順調に増加したことから、前年度比773億円増加し、当期末残高は2兆9,460億円となりました。

一方、預かり資産の残高は、前年度比80億円減少し、当期末残高は1,160億円となりました。

（貸出金）

貸出金につきましては、地域密着型金融を推進する中、成長分野をはじめさまざまな資金ニーズに積極的にお応えし、主力の中小企業向け等の融資増強に取組んだ結果、前年度比607億円増加し、当期末残高は1兆8,964億円となりました。

なお、総貸出金残高に占める中小企業等貸出金の割合（中小企業等貸出金比率）は、82.79%と前年度比0.49ポイント上昇いたしました。

（有価証券投資）

有価証券につきましては、日米欧の金融政策の動向など、金融市場環境に十分留意する中、安全性・流動性を重視しつつ効率的な運用に努めた結果、当期末の有価証券残高は前年度比57億円減少し、1兆591億円となりました。

また、当期末の有価証券の評価損益は、前年度比75億円減少し、937億円の評価益となりました。

(国際業務)

外国為替の取扱高につきましては、お客さまの国際化ニーズや海外進出への積極的な支援に努めた結果、期中32億38百万米ドルとなりました。

《損益》

損益につきましては、日本銀行によるマイナス金利政策が長期化する中、貸出金利回りの低下などにより資金運用収益が減収となったことから、経常収益は、前年度比4億44百万円減収の523億8百万円となりました。

一方、経常費用は、資金調達費用及び与信費用が増加したことから、前年度比26億42百万円増加の373億33百万円となりました。

この結果、経常利益は、前年度比30億87百万円減益の149億74百万円となり、当期純利益は、前年度比9億87百万円減益の104億27百万円となりました。

《自己資本比率》

当期末現在の単体自己資本比率につきましては、中小企業向け等貸出金の増加を主因にリスクアセットが増加したことから前年度末比0.64ポイント低下し、10.45%となりました。

《資本政策》

資本面につきましては、2018年10月1日を効力発生日として、投資家の皆さまの利便性向上のため、普通株式について単元株式数を1,000株から100株に変更し、同時に5株を1株に併合いたしました。

また、資本効率の向上により株式価値の増加を図るため、2018年5月21日から2018年6月19日まで、及び2019年2月6日から2019年2月27日までの間、株式併合後に換算して合計600千株、1,991百万円の自己株式を取得いたしました。なお、取得した自己株式につきましては、株式消却積立金の目的取崩しを行い、既保有分も含め2,000千株を消却いたしました。この結果、当期末の発行済株式総数は43,240千株となりました。

配当金につきましては、中間期の業績等を総合的に勘案し、当初の予定通り、1株につき4円50銭（株式併合後換算1株22円50銭）とさせていただきます。また、当期の期末配当金につきましても、業績等を総合的に勘案し、当初の予定通り、1株につき22円50銭とさせていただきますので、当期の年間配当金は1株につき株式併合後に換算して45円となります。

《連結業績》

当連結会計年度の損益につきましては、当行及びグループ会社5社が営業努力と経営全般にわたる合理化・効率化に努めた結果、連結経常収益は703億23百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は109億58百万円となりました。

また、グループ各社の健全性を反映し、連結自己資本比率は、10.80%と引続き高い水準を維持しております。

当行の対処すべき課題

地域金融機関を取巻く経営環境は、人口の減少や少子高齢化による市場の縮小に加え、都市部への集中による地域間格差の拡大といった社会構造変化が加速的に進行しており、地域を越えた金融機関同士の競争だけでなくFinTech等の技術革新によりIT企業をはじめとした他業態との競合も激化しております。また、世界的な低金利環境の継続に加えマイナス金利政策の導入以降、一段の利鞘縮小が進むなど、収益環境は一層厳しさを増しております。

当行は、このような経営環境に迅速に対応するため、経営計画「As One」を昨年度から展開しており、「構造改革と永代取引の進化」を基本戦略として、4年後の2022年度に安定してコア業務純益200億円以上を計上できる収益体質の構築を図ってまいります。そして、当行グループ役員が一丸となって、お客さまの感動満足を創造することで、地域から愛され信頼される「強くて良い銀行」をめざしてまいります。

本年度においては、成長戦略を本格稼働させるための総仕上げの1年として、お客さま本位の視点で営業・事務・チャネル体制等を見直し、金融サービスと生産性の向上の両立を実現するため構造改革を徹底して実施するとともに、すべてのお客さまと世代を超えた息の永いお取引を継続し、永続的な発展に寄与していくという当行のビジネスモデル「永代取引」をさらに進化させてまいります。

具体的には、「永代取引の実践」において、法人のお客さまには、経営・商流・事業等のあらゆる角度からお客さまの成長を支援する包括的コンサルティング営業をさらに強化していくほか、個人のお客さまには、ライフステージに応じたあらゆるサービスを提供し、『人生100年時代』を支えるための金融資産形成をご支援するファミリーサポート営業を一層強化してまいります。

次に、BPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）では、永代取引を支える基盤強化のために店舗・事務・本部改革に取り組み、ICTの活用とFinTech企業との連携およびキャッシュレス化への取り組みによってお客さまとの接点をより強化し、付加価値の高い金融サービスの提供に努めてまいります。

さらに、グループ会社5社と一丸となり、ワンストップソリューションの提供によってグループ収益力の強化を図るほか、当行のビジネスモデル「永代取引」を支える人材の育成を強化してまいります。

また、コンプライアンス態勢強化のもと、取るべきリスクを明確化し収益性と健全性の両立を図っていくという経営管理の枠組みであるRAF（リスクアペタイト・フレームワーク）を構築し、コーポレート・ガバナンスの強化とリスク管理態勢の高度化にも取り組んでまいります。そして、強固な経営基盤を土台に経営の健全性・収益性・成長性のバランスの取れた企業価値の向上をめざしてまいります。

本経営計画の実践により、私ども阿波銀行は、株主の皆さま、お客さま、地域の皆さまのことを理解し、卓越した価値を創造・提供することで、皆さまの「ベストパートナー」となれるよう全力を尽くしてまいります。

また、本年4月には、国連が掲げる「持続可能な開発目標（SDGs）」に賛同し「あわぎんSDGs取組方針」を制定いたしました。これまで当行が経営品質向上活動の基本理念として実践してきた「お客さま感動満足の創造」「地域への貢献」「永代取引の追求」「従業員満足の向上」をさらに進化させ、SDGsの取組みを強化していくことで、当行の独自性と持続可能性の向上をめざしてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【ご参考】長期経営計画「As One」の概要

1. 概要

【名称】 As One

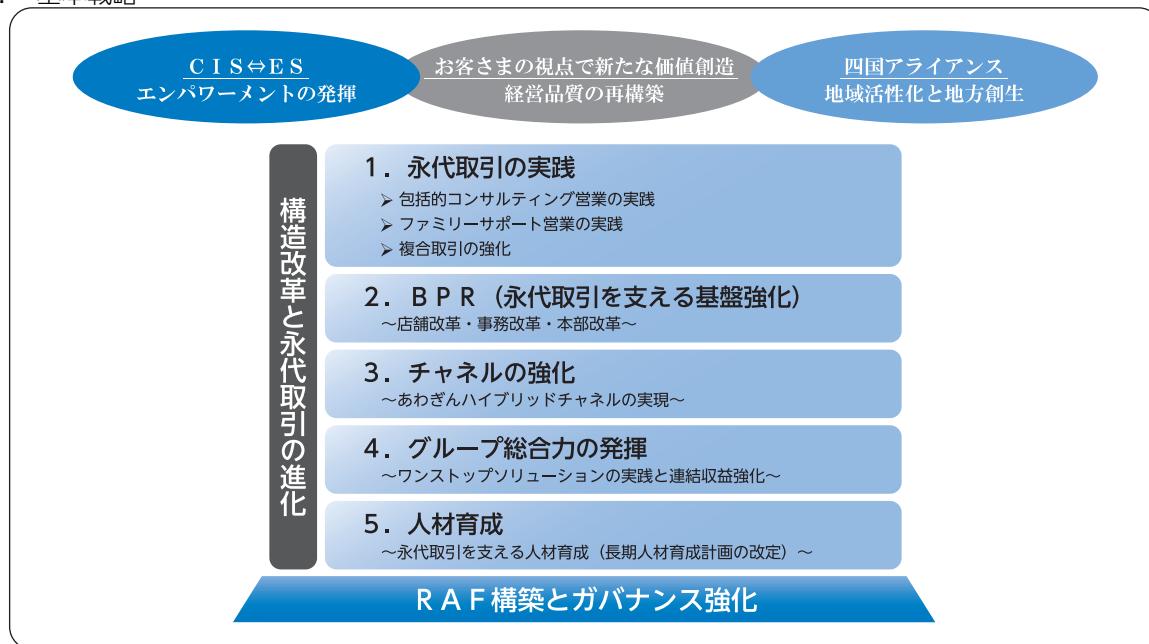
～ 構造改革と永代取引の進化～

【計画期間】 2018年 4月 ～ 2023年 3月

【ありたい姿】 卓越した価値を提供し、地域とお客さまの「ベストパートナー」へ

As One (アズワン)：ひとつになって、一体となって
 当行とお客さま・地域が一体となって、成長・発展を目指していく
 当行役職員が、ひとつになってお客さまに卓越した価値を創造していく

2. 基本戦略



3. 経営目標

2023年3月期

コア業務純益	200億円以上
コア業務純益ROA	0.55%以上
修正OHR	60%未満
当期純利益ROE	4%以上
貸出金徳島県内シェア	50%以上
CIS指標	80ポイント以上

CIS指標…お客さまアンケートや店舗モニタリング調査等を基にした当行独自のお客さま感動満足(カスタマー・インプレッシブ・サティスファクション)度を表す指標

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
預 金	26,106	26,763	27,260	27,608
定期性預金	11,211	10,849	10,253	9,919
その他	14,894	15,913	17,006	17,688
社 債	100	100	－	－
貸 出 金	17,117	17,604	18,357	18,964
個人向け	3,334	3,323	3,356	3,476
中小企業向け	11,069	11,386	11,753	12,226
その他	2,713	2,893	3,248	3,261
商 品 有 価 証 券	7	3	3	9
有 価 証 券	10,598	10,959	10,649	10,591
国 債	3,717	3,460	3,125	2,863
その他	6,881	7,499	7,523	7,728
総 資 産	30,880	31,739	32,502	33,083
内 国 為 替 取 扱 高	239,421	235,268	232,719	251,342
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 2,164	百万ドル 2,671	百万ドル 3,322	百万ドル 3,238
経 常 利 益	百万円 19,688	百万円 18,983	百万円 18,062	百万円 14,974
当 期 純 利 益	百万円 12,614	百万円 12,070	百万円 11,415	百万円 10,427
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 55 22	円 銭 53 75	円 銭 258 32	円 銭 240 54
信 託 財 産	0	0	0	3
信 託 報 酬	百万円 0	百万円 0	百万円 0	百万円 1

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）で除して算出しております。
3. 2018年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。1株当たり当期純利益については、2017年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

(ご参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	70,243 ^{百万円}	69,128 ^{百万円}	68,051 ^{百万円}	70,323 ^{百万円}
経常利益	21,157 ^{百万円}	20,618 ^{百万円}	19,675 ^{百万円}	18,433 ^{百万円}
親会社株主に帰属する当期純利益	12,995 ^{百万円}	12,474 ^{百万円}	11,863 ^{百万円}	10,958 ^{百万円}
包括利益	5,481 ^{百万円}	19,860 ^{百万円}	13,828 ^{百万円}	5,462 ^{百万円}
純資産額	2,579	2,726	2,820	2,723
総資産	31,161	32,059	32,846	33,307

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	1,307人	1,294人
平均年齢	41年6月	41年3月
平均勤続年数	18年7月	18年4月
平均給与月額	403千円	401千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

			当 年 度 末	前 年 度 末
徳 島 県			店 うち出張所 80 (3)	店 うち出張所 80 (3)
香 川 県			2 (ー)	2 (ー)
高 知 県			1 (ー)	1 (ー)
愛 媛 県			1 (ー)	1 (ー)
大 阪 府			6 (ー)	6 (ー)
兵 庫 県			3 (ー)	3 (ー)
岡 山 県			1 (ー)	1 (ー)
東 京 都			4 (ー)	4 (ー)
神 奈 川 県			1 (ー)	1 (ー)
合 計			99 (3)	99 (3)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を117か所（前年度末118か所）設置しております。また、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス等との提携による店舗外現金自動設備の設置状況は以下のとおりです。

	全 国		うち徳島県内	
	当年度末	前年度末	当年度末	前年度末
株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス	台数 13,476	台数 12,813	台数 135	台数 132
株式会社イーネット	12,750	12,980	61	65
株式会社イオン銀行	6,193	6,181	56	56
株式会社セブン銀行	25,152	24,392	92	94

□ 当年度新設営業所

当年度において、店舗の新設はありません。

- (注) 1. 当年度において勝瑞支店(徳島県板野郡)、中田支店(小松島市)を店舗内店舗としてそれぞれ2018年7月北島支店(徳島県板野郡)、2018年8月小松島支店(小松島市)内へ移転いたしました。
2. 当年度において次の店舗外現金自動設備を新設・廃止いたしました。なお、北島支店勝瑞出張所、小松島支店 中田出張所の新設・廃止につきましては、上記、店舗内店舗としての移転に伴うものです。

(新設6か所)

脇町支店 美馬市地域交流センター出張所(2018年5月、美馬市)

北島支店 勝瑞出張所(2018年7月、徳島県板野郡)

小松島支店 中田出張所(2018年8月、小松島市)

北島支店 勝瑞駅北出張所(2018年9月、徳島県板野郡)

小松島支店 キリン堂小松島店出張所(2018年9月、小松島市)

小松島支店 ハローズ江田店出張所(2018年9月、小松島市)

(廃止7か所)

脇町支店 脇町西出張所(2018年5月、美馬市)

阿南支店 阿南中央病院出張所(2018年8月、阿南市)

阿南支店 王子製紙前出張所(2018年8月、阿南市)

北島支店 勝瑞出張所(2018年9月、徳島県板野郡)

両国橋支店 自治会館出張所(2018年10月、徳島市)

小松島支店 中田出張所(2018年10月、小松島市)

佐古東支店 キョーエイ佐古出張所(2018年11月、徳島市)

ハ 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

二 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	3,018
---------	-------

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
帝塚山社宅の新築	926

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

記載すべき事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金 百万円	当行が有する 子会社等 の議決権比率 %	その他
阿波銀ビジネスサービス株式会社	徳島市西船場町二丁目24番地の1	銀行事務代行業務	1980年 3月15日	80	100.00	—
阿波銀保証株式会社	徳島市東船場町二丁目21番地の2	信用保証業務	1975年 6月2日	110	100.00	—
阿波銀カード株式会社	徳島市西船場町二丁目12番地	クレジットカード業務	1990年 2月6日	150	100.00	—
阿波銀コンサルティング株式会社	徳島市元町一丁目7	経営コンサルティング業務	2014年 7月31日	100	100.00	—
阿波銀リース株式会社	徳島市沖浜東三丁目46番地	リース業務	1974年 1月23日	180	94.54	—

- (注) 1. 当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 2. 当行が有する子会社等の議決権比率は間接保有等を含んでおります。
 3. 連結対象子会社は上記の子会社等5社であり、持分法適用会社はありません。当期の連結経常収益は703億23百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は109億58百万円となりました。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称 A C S）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称 M I C S）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称 C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 地方銀行7行によるじゅうだん会（八十二銀行、阿波銀行、山形銀行、筑波銀行、武蔵野銀行、宮崎銀行、琉球銀行）では、システム共同化に合意し、当行は2004年1月に、八十二銀行が開発した共同版システムへの移行を実施いたしました。
5. 株式会社ゆうちょ銀行、株式会社イオン銀行及び株式会社セブン銀行との提携により、現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。
6. 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス及び株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・入金等のサービスを行っております。
7. 四国の地方銀行4行（阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、四国銀行）の提携により、4行間の他行現金自動設備利用手数料を無料とするサービスを行っております。
8. 株式会社全銀電子債権ネットワーク（略称 でんさいネット）と業務委託契約を締結し、電子記録債権に関するサービスを取扱っております。
9. 百十四銀行、伊予銀行及び四国銀行との間で、四国創生に向けた地方銀行4行による包括提携（四国アライアンス）を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

記載すべき事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員（取締役）の状況

(2018年度末現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職	その他
岡田好史	取締役会長	一般社団法人徳島経済同友会 代表幹事	
長岡 奨	取締役頭取 (代表取締役)	一般社団法人徳島県銀行協会 会長	
大西康生	取締役副頭取 (代表取締役)	経営統括部担当	
福永丈久	常務取締役	審査部、証券国際部担当	
三好敏之	常務取締役	営業推進部担当	
大和史郎	取締役	常務執行役員 管理本部長 管理本部（業務管理部、リスク統括部）担当	(注)2
三浦淳典	取締役	常務執行役員 大阪支店長	(注)2
海出隆夫	取締役 (常勤監査等委員)		(注)2 (注)3
小松康宏	取締役 (常勤監査等委員)		(注)2 (注)3
園木 宏	取締役 (社外取締役) (監査等委員)	公認会計士	(注)1 (注)2 (注)5
米林 彰	取締役 (社外取締役) (監査等委員)	公認会計士	(注)1 (注)2 (注)5
荒木光二郎	取締役 (社外取締役) (監査等委員)	公益財団法人徳島経済研究所 専務理事	(注)1 (注)2
藤井宏史	取締役 (社外取締役) (監査等委員)	国立大学法人香川大学 教授	(注)1 (注)2 (注)7
野田聖子	取締役 (社外取締役) (監査等委員)	永沢総合法律事務所 弁護士	(注)1 (注)2 (注)8

- (注) 1. 取締役のうち園木宏、米林彰、荒木光二郎、藤井宏史及び野田聖子の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、園木宏、米林彰、藤井宏史及び野田聖子の4氏は、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2の定めに基づき届け出るため当行が指定した独立役員であります。
2. 取締役大和史郎及び三浦淳典の両氏は、2018年6月26日付であらたに取締役に就任いたしました。また、監査等委員海出隆夫、小松康宏、園木宏、米林彰、荒木光二郎、藤井宏史及び野田聖子の7氏は、2018年6月26日付であらたに監査等委員に就任いたしました。
3. 当行は、常勤の監査等委員を2名選定しております。その理由は、取締役会以外の重要な会議への出席や内部監査部門等との連携、執行部門からの定期的な報告の受領等を行い、これらの情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。
4. 2018年6月26日開催の第206期定時株主総会終結の時をもって、監査役西野武明氏は退任いたしました。
5. 監査等委員園木宏及び米林彰の両氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査部の担当は取締役会となっております。
7. 2019年4月1日付で、取締役藤井宏史氏は国立大学法人香川大学名誉教授及び国立大学法人岡山大学非常勤講師に就任しております。なお、両法人と当行の間には特別の関係はありません。
8. 2019年4月1日付で、取締役野田聖子氏は第一東京弁護士会の副会長に就任しております。なお、同会と当行の間には特別の関係はありません。

(ご参考) 当行は、執行役員制度を導入しております。取締役に兼務していない執行役員は以下のとおりであります。

石本 宏	常務執行役員 (本店営業部長)
阿部 丘	常務執行役員 (東京支店長)
山下 真弘	執行役員 (阿南支店長兼見能林支店長)
寺西 徹	執行役員 (鳴門支店長兼大津支店長)
西 大和	執行役員 (経営統括部長兼バリュープロジェクト室長)
伊藤 輝明	執行役員 (審査部長)

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等
取締役 (監査等委員を除く)	9名	257 (117)
取締役 (監査等委員)	7名	56 (一)
監 査 役	5名	14 (4)
計	21名	328 (121)

- (注) 1. 当行は、2018年6月26日開催の第206期定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しており、監査役の支給人数及び報酬等は移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）の支給人数及び報酬等は移行後の期間に係るものであります。また、株主総会で定められた報酬限度額（年額、賞与を含む）は、以下のとおりであります。
- ・ 監査等委員会設置会社移行前

取締役	300百万円以内
監査役	100百万円以内
 - ・ 監査等委員会設置会社移行後

取締役（監査等委員を除く）	350百万円以内
取締役（監査等委員）	100百万円以内

 また、上記報酬限度額とは別枠にて、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）および執行役員を対象とした業績連動型株式報酬制度を導入し、業績連動型株式報酬として連続する5事業年度を対象とする対象期間毎に合計782百万円以内と決議されております。
2. 報酬等には、使用人を兼ねる取締役の使用人としての報酬等28百万円（うち賞与6百万円）は含まれておりません。
3. 支給人数及び報酬等には、2017年12月に逝去し退任した取締役1名、2018年6月26日開催の第206期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役5名（監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に伴い退任）を含めております。
4. () 内に内書表示した報酬以外の支給額は、以下のとおりであります。
- | | | | |
|-----|----------|-------------|----------------|
| 取締役 | 賞与 64百万円 | 退職慰労金 12百万円 | 業績連動型株式報酬40百万円 |
| 監査役 | 賞与 2百万円 | 退職慰労金 1百万円 | |
5. 上記の表に記載した報酬等のほか、2018年6月26日開催の第206期定時株主総会決議に基づき支給した役員退職慰労金は、以下のとおりであります。
- | | | |
|-------|----|-------|
| 退任取締役 | 2名 | 41百万円 |
| 退任監査役 | 1名 | 27百万円 |
6. 上記の表に記載した報酬等のほか、取締役を兼務していない執行役員の報酬等は、以下のとおりであります。
- 報酬等 159百万円（うち賞与 44百万円、退職慰労金 10百万円、業績連動型株式報酬 18百万円）
7. 当行の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬につきましては、毎月の金銭報酬、賞与及び退任時に株式を交付する株式報酬で構成され、健全かつ持続的な成長による企業価値向上への意志を明確にするため、一定の算式によって毎期の業績（コア業務純益、当期純利益）に連動させております。取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）個々の報酬につきましては、株主総会において決議された報酬等の額の範囲内において、役員毎に定められたポイントを基準として、アドバイザリー委員会にて協議のうえ、取締役会において決定しております。なお、取締役会はその決定に際して、アドバイザリー委員会の協議結果を尊重することとしております。
8. また、社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬につきましては、経営監督機能の強化を図る観点から、その職務に鑑み定額とし、株主総会において決議された報酬等の額の範囲内において、個々の責務及び役割の内容を勘案し、監査等委員である取締役の協議により定めております。

(3) 責任限定契約

当行では、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）と当行との間で、当行への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結することができる旨、現行定款において定めております。

これに基づき取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）と当行との間に責任限定契約を締結しており、その概要は以下のとおりであります。

氏名	責任限定契約の内容の概要
海出隆夫	・ 任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、法令が定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。 ・ 上記の責任限定契約が認められるのは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
小松康宏	
園木宏	
米林彰	
荒木光二郎	
藤井宏史	
野田聖子	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
荒木光二郎 (社外取締役)(監査等委員)	公益財団法人徳島経済研究所 専務理事 同研究所は、地域経済・産業の振興と発展に寄与するため当行の寄付により設立された公益財団法人であります。
藤井宏史 (社外取締役)(監査等委員)	国立大学法人香川大学 教授 同法人と当行の間には特別の関係はありません。
野田聖子 (社外取締役)(監査等委員)	永沢総合法律事務所 弁護士 同所と当行の間には特別の関係はありません。

- (注) 1. 2019年4月1日付で、取締役藤井宏史氏は国立大学法人香川大学名誉教授及び国立大学法人岡山大学非常勤講師に就任しております。なお、両法人と当行の間には特別の関係はありません。
2. 2019年4月1日付で、取締役野田聖子氏は第一東京弁護士会の副会長に就任しております。なお、同会と当行の間には特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
園木 宏 (社外取締役) (監査等委員)	7年 10ヵ月	取締役会 12回開催中12回出席 監査等委員会 10回開催中10回出席	公認会計士としての財務・会計の専門的な立場と上場企業等の豊富な監査経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
米林 彰 (社外取締役) (監査等委員)	3年 10ヵ月	取締役会 12回開催中12回出席 監査役会 4回開催中4回出席 監査等委員会 10回開催中10回出席	公認会計士としての財務・会計の専門的な立場と上場企業等の豊富な監査経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
荒木 光二郎 (社外取締役) (監査等委員)	1年 10ヵ月	取締役会 12回開催中12回出席 監査役会 4回開催中4回出席 監査等委員会 10回開催中10回出席	地域経済・金融の専門的な立場から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
藤井 宏史 (社外取締役) (監査等委員)	0年 10ヵ月	取締役会 10回開催中9回出席 監査等委員会 10回開催中9回出席	学識経験者としての専門的な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
野田 聖子 (社外取締役) (監査等委員)	0年 10ヵ月	取締役会 10回開催中10回出席 監査等委員会 10回開催中10回出席	弁護士としての豊富な法律知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

- (注) 1. 当行は、2018年6月26日開催の第206期定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。
2. 社外取締役園木宏氏につきましては、監査等委員会設置会社移行前の社外監査役及び社外取締役、社外取締役米林彰及び荒木光二郎の両氏につきましては、監査等委員会設置会社移行前の社外監査役を含めた在任期間を記載しております。
3. 社外取締役藤井宏史及び野田聖子の両氏につきましては、2018年6月26日就任後の状況を記載しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
取締役（監査等委員を除く）	1名	1(0)	—
取締役（監査等委員）	5名	26(—)	—
監査役	3名	4(1)	—
報酬等の合計	9名	32(1)	—

- (注) 1. 当行は、2018年6月26日開催の第206期定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しており、監査役の支給人数及び報酬等は移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）の支給人数及び報酬等は移行後の期間に係るものであります。
2. 支給人数及び報酬等には、2018年6月26日開催の第206期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役3名（監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に伴い退任）を含めております。
3. () 内に内書表示した報酬以外の支給額は、以下のとおりであります。
- | | | |
|-------|---------|------------|
| 社外取締役 | 賞与 0百万円 | 退職慰労金 0百万円 |
| 社外監査役 | 賞与 0百万円 | 退職慰労金 0百万円 |
4. 上記の表に記載した報酬等のほか、2018年6月26日開催の第206期定時株主総会決議に基づき支給した役員退職慰労金は、以下のとおりであります。
- | | | |
|-------|----|-------|
| 退任取締役 | 1名 | 13百万円 |
| 退任監査役 | 1名 | 27百万円 |

(4) 社外役員の意見

上記(1)～(3)の記載内容に関し、特に記載すべき社外役員の意見はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	100,000千株
	発行済株式の総数	43,240千株

(注) 2018年6月26日開催の第206期定時株主総会決議により、2018年10月1日付で5株を1株とする株式併合（普通株式5株を1株に併合）及び単元株式数の変更（1,000株を100株に変更）を実施いたしました。これにより発行可能株式総数は400,000千株減少し、100,000千株となっております。また、発行済株式の総数は180,960千株減少し、45,240千株となっております。

(2) 当年度末株主数	10,665名
-------------	---------

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社大塚製薬工場	1,585 ^{千株}	3.67%
阿波銀行従業員持株会	1,247	2.89
日本生命保険相互会社	1,140	2.64
明治安田生命保険相互会社	1,140	2.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,025	2.37
大塚製薬株式会社	932	2.16
大昭興業株式会社	833	1.93
日亜化学工業株式会社	803	1.86
株式会社三菱UFJ銀行	768	1.78
住友生命保険相互会社	745	1.72

(注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は自己株式（83,829株）を控除して算出しております。
 4. なお、自己株式には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式215,400株は含まれておりません。

(4) その他株式に関する重要な事項

イ 自己株式の取得

当行は、資本効率の向上により株式価値の増加を図るため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

決議日	2018年5月11日
取得した株式の種類	当行普通株式
取得期間	2018年5月21日から2018年6月19日まで
取得した株式の総数	1,500千株（株式併合後換算300千株）
取得価額の総額	1,085百万円

決議日	2019年1月29日
取得した株式の種類	当行普通株式
取得期間	2019年2月6日から2019年2月27日まで
取得した株式の総数	300千株
取得価額の総額	906百万円

ロ 自己株式の消却

当行は、会社法第178条の規定に基づき、2019年3月26日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

消却した株式の種類	当行普通株式
消却した株式の総数	2,000千株
自己株式消却額	7,019百万円

ハ 株式報酬制度の導入

当行は、2018年6月26日開催の第206期定時株主総会決議により、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）および執行役員を対象に、中長期的な業績の向上と企業価値向上への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度を導入しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

記載すべき事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 新田 東平 指定有限責任社員 大橋 正紹	51	監査役会は、前年度の会計監査人の監査の実施状況、監査の方法と結果の相当性、今年度の監査計画における監査見積時間や人員配置の内容、報酬見積の相当性などについて、監査品質確保の観点から総合的に確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。 左記以外に、当該事業年度における非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）に対する報酬14百万円があります。その内容は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインに対応するリスク評価・態勢整備の指導・助言等であります。

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は55百万円であります。
3. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を区分しておりませんので、上記の報酬等の額は、これらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

記載すべき事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査等委員全員の同意に基づき解任いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断された場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定することとします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

記載すべき事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制

(1) 内部統制システム構築の基本方針

当行は、会社法第399条の13第2項の規定に則り、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。その内容は以下のとおりであります。

内部統制システム構築の基本方針

当行は、「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり定める。本決議に基づく内部統制システムの構築は、当行の行是「堅実経営」を具現するものであり、必要ある場合は速やかに見直すものとする。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 全役職員に法令・定款の遵守を徹底するため、「コンプライアンス基本方針」を定め、リスク統括部を統括部門とするコンプライアンス態勢を整備する。
- (2) 経営管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項の協議・決定やコンプライアンス態勢の実効性の検証等を行う。
- (3) 事業年度ごとに当行グループ全体の「コンプライアンス・プログラム」を策定し、進捗状況を管理・検証することにより、継続的なコンプライアンス態勢の充実・強化を図る。
- (4) コンプライアンスの遵守基準として「職員倫理」を制定し、全役職員に銀行の社会的使命の自覚を促し、信用保持に向けた意識づけを図る。また、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として内部通報制度を構築する。
- (5) 財務報告に係る内部統制および開示統制に関する態勢を整備する。
- (6) 「マネー・ローンダリング／テロ資金供与等防止基本方針」を定め、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等に関与すること、または巻き込まれることを防止するための態勢を整備する。
- (7) 反社会的勢力に対する基本方針を定め、反社会的勢力との関係を遮断し、被害を防止するための態勢を整備する。
- (8) 内部統制の妥当性と有効性を監査する部門として監査部を設置し、当該部門の陣容・専門性に十分配慮した人員配置を行う。

- (9) 監査部は、「内部監査基本方針」に基づき、コンプライアンス態勢の適切性を検証する。また、検証結果を定期的または必要に応じて取締役会および監査等委員会に報告する。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは、行内の各規程に従い、①取締役会、常務会、経営管理委員会、A L M委員会および四国アライアンス推進委員会等の重要な会議の議事録、②立案書、③取締役を最終決裁者とする契約書類、④その他取締役の職務執行に関わる書類等を適切に保存および管理（廃棄を含む）し、閲覧可能な体制を維持する。
- (2) 「情報資産管理基本規程」、顧客情報保護に関する規程等を制定し、法令等遵守と信用の保持のため厳正な情報管理態勢を構築する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 統一かつ網羅的なリスク管理統括部門としてリスク統括部を設置する。
- (2) リスク管理の基本である「統合的リスク管理方針」に基づき、「統合的リスク管理規程」およびリスクカテゴリーごとに「リスク管理規程」を制定し、各リスク管理部門が当該リスクを管理する。
- (3) 経営管理委員会およびA L M委員会を設置し、リスク管理に関する重要事項の協議・決定やリスク管理態勢の実効性の検証等を行うとともに、市場環境の変化によるリスクの変化を把握し、資産・負債の総合的管理を実施する。
- (4) 事業年度ごとに当行グループ全体の「リスク管理プログラム」を策定し、進捗状況を管理・検証することにより、継続的なリスク管理態勢の充実・強化を図る。
- (5) 「緊急事態管理規程」を制定するとともに、災害・障害等の発生時に備えて、業務継続計画を含む対応マニュアルを整備することにより、当行グループ全体で危機管理体制を構築する。
- (6) 監査部は、「内部監査基本方針」に基づき、リスク管理態勢の適切性を検証する。また、検証結果を定期的または必要に応じて取締役会および監査等委員会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営戦略、個別の業務戦略および各種リスク管理等に関する事項を協議する機関として、常務会、経営管理委員会、A L M委員会、四国アライアンス推進委員会および経営会議を設置する。

- (2) 取締役会は、代表取締役およびその他の業務を執行する取締役ならびに執行役員に職務分掌に従い、職務執行を行わせる。
- (3) 適正な自己資本維持による健全性と株主価値向上を勘案し、当行グループ全体の経営計画および業務運営計画の策定を行う。
- (4) 重要な業務執行として、「取締役会規則」に付議事項を定め、これを遵守し、審議の過程においては善管注意義務および忠実義務に基づき意思決定を行うものとする。
- (5) 日常の職務遂行に際しては、「内規」、「職務権限規程」等に基づき権限の委譲を行い、各責任者が委譲された権限を行使し、適切に業務を遂行する。

5. 当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当行は、「内部統制システム構築の基本方針」に従い、グループ全体でのガバナンス態勢、リスク管理態勢、コンプライアンス態勢を確立する。
- (2) 取締役会は、当行がグループ経営を行うにあたっての基本的事項を定めた「グループ会社管理規程」を制定し、グループ連結経営の効率化と適正化を図る。
- (3) 当該規程に基づき、四半期ごとに子会社による業況報告会を開催し、経営内容の把握とリスク情報の共有化を行う。
- (4) 各子会社にコンプライアンス委員会およびコンプライアンス統括部門を設置し、コンプライアンス態勢を構築する。
- (5) 当行グループ内の取引は、法令、社会規範等に照らし適切な条件で行うものとする。
- (6) 子会社のガバナンス強化のため、当行取締役が子会社の監査役に就任する。
また、業務の執行状況の適正性を監査するために監査部による監査を行う。
- (7) 当行と子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、リスク統括部は、子会社のコンプライアンス統括部門等と十分な情報交換を行う。
- (8) 法令等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、各子会社に内部通報制度を構築する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことならびに当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務を補助すべき部署として監査等委員会室を設置し、専任の職員を1名以上配置する。
- (2) 監査等委員会室付職員の任命・異動については、監査等委員会と事前に協議する。

- (3) 当該職員の人事考課は、常勤監査等委員が行う。
- (4) 当該職員は、当行の業務執行に関わる役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。

7. 当行および子会社の役職員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当行および子会社の役職員は、取締役会その他の会議において業務執行状況およびその他の必要な情報提供を行う。
- (2) 当行および子会社の役職員は、監査等委員会に対し一定の事項について速やかに報告を行う。
- (3) 当行および子会社の役職員は、監査等委員会が監査に必要な決裁文書等を、常時閲覧できる体制をとる。

8. 報告者が監査等委員会への報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に対し上記7.(2)の報告を行った当行および子会社の役職員が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止し、その旨を当行および子会社の役職員に周知徹底する。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が監査等委員会の職務の執行について、当行に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、経営統括部において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、監査等委員と定期的な意見交換を行い、意思疎通を図る。
- (2) 監査等委員会とリスク統括部・監査部・会計監査人が情報交換を行い、緊密に連携できる体制を構築する。
- (3) 監査等委員会は、監査に必要あるときは、独自に弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家と契約を行うことができる。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

当行では、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について、経営管理委員会において執行状況・管理態勢等の評価を行うとともに、「内部統制システム構築の基本方針」の見直しの必要性の有無を定期的に検討し、取締役会に報告することにより、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。

「内部統制システム構築の基本方針」に基づく運用状況の概要は以下のとおりであります。

なお、当行は2018年6月26日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しており、下記の「5.監査等委員会」については、移行後の運用状況の概要を記載しておりますが、移行前においても監査役について同様の体制を整備・運用しておりました。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することならびに取締役の職務の執行が効率的に行われることの確保

取締役会を12回開催し、経営計画、業務運営計画および予算の策定などについて審議を行ったほか、業務執行状況等のモニタリングを行いました。当行では、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとする「コンプライアンス基本方針」を定め、全役職員に法令・定款の遵守を徹底しています。また、取締役会の決議により、業務執行上の一定の重要事項については、常務会、経営管理委員会、ALM委員会および四国アライアンス推進委員会等に委任し、効率的な意思決定を行いました。

2. コンプライアンス態勢

コンプライアンスに関する重要事項を協議する全行的機関として経営管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項の協議・決定やコンプライアンス態勢の実効性の検証等を行っています。事業年度ごとにコンプライアンスに関する具体的な計画としてグループ全体の「コンプライアンス・プログラム」を策定し、半期ごとに経営管理委員会・取締役会に進捗状況等を報告しました。

3. リスク管理態勢

統合的リスク管理態勢の整備・確立を経営の最重要課題の一つとする「統合的リスク管理方針」を定め、リスクカテゴリーごとに「リスク管理規程」を制定しています。事業年度ごとにリスク管理に関する具体的な計画としてグループ全体の「リスク管理プログラム」を策定し、半期ごとに経営管理委員会・取締役会に進捗状況等を報告しました。

4. 当行および子会社から成る企業集団における業務の適正の確保

各グループ会社においても「内部統制システムの基本方針」を制定し、グループ全体でのガバナンス態勢、リスク管理態勢、コンプライアンス態勢を確立しています。各グループ会社に内部通報制度を構築しているほか、四半期ごとにグループ会社業績報告会を開催し、経営内容および各グループ会社の課題について報告を受け、情報の共有化を図りました。

5. 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等

監査等委員会とリスク統括部・監査部・会計監査人が適宜・適切に意見交換・情報交換ができる態勢としています。また、代表取締役と監査等委員会との定期会合を実施し、当行が対処すべき課題、銀行を取り巻くリスク、監査等委員会監査の環境整備の状況など幅広く意見交換を行いました。

9. 特定完全子会社に関する事項

記載すべき事項はありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

記載すべき事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

記載すべき事項はありません。

12. その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当行は、株主さまへの利益還元を重要な経営課題として認識しており、将来の収益基盤の強化に向けた内部留保の充実に努めるとともに、株主各位に対し安定的かつ積極的な利益還元を継続して行うことを基本方針としております。

この方針のもと、配当金につきましては、年間25円（中間・期末12円50銭）を安定配当として堅持しつつ、これに各期の業績に応じた加算をしてお支払することとしております。

第207期末 (2019年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	255,624	預当座貯通定定そ	2,760,839
現金	33,352	座通	134,455
預け	222,271	預預預預預預	1,489,881
コ一ル口一	5,549	の他	32,999
買入金銭債	1,260	の預	19,446
商品有価証	952	マ預	984,720
商商品国	308	受入	7,227
商商品地	644	引受	92,108
有価証	1,059,174	用入	185,228
国債	286,369	為	3,884
地債	196,414	為	27,437
社債	127,122	替	27,201
株式	140,957	替	27,201
その他の証	308,309	為	2
貸出	1,896,473	為	0
割引手形	15,364	替	12,291
手証	130,907	税	0
当座	1,666,296	費	969
外	83,904	取	806
国	7,008	備	725
外	6,795	商	0
買入	53	担	6,587
取立	160	保	150
その他の	44,555	債	323
未収	2,806	金	111
金融	3,328	務	2,617
金融	4,426	債	47
その他の	33,994	金	58
有形固定	34,854	金	466
建物	10,128	債	962
土地	21,011	金	17,145
建	298	債	2,732
設	2,346	金	8,164
その他の有形	1,069	債	3,046,463
無形固定	4,091	部	
ソフトウエ	3,979	合	
その他の無形	111	計	
前	5,292	金	23,452
支	8,164	金	16,232
貸	14,601	金	16,232
倒	△ 14,601	金	155,264
資	3,308,398	金	14,064
産		金	141,200
の		金	557
部		金	995
合		金	122,520
計		金	17,127
		式	△ 1,043
		計	193,906
		金	65,470
		債	△ 2,629
		金	5,187
		債	68,028
		金	261,935
		債	
		部	
		合	
		計	
		計	3,308,398
		負債及び純資産の部合計	3,308,398

(単位：百万円)

科 目						金 額
特 別 利 益	固 定 資 産 処 分	特 別 資 産 損 失	固 定 資 産 損 失	引 前 当 期 純 利 業 務 整 合 利 益	税 引 前 当 期 住 民 税 等 純 利 業 務 整 合 利 益	27
						417
						120
						297
						14,585
						3,819
						337
						4,157
						10,427

(ご参考)

第207期末信託財産残高表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
有 価 証 券	75	金 銭 信 託	387
現 金 預 け 金	312		
合 計	387	合 計	387

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 共同信託他社管理財産 一百万円
3. 元本補填契約のある信託については取扱残高はありません。

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	255,631	預 金	2,755,865
コールローン及び買入手形	5,549	譲 渡 性 預 金	180,878
買 入 金 銭 債 権	1,260	コールマネー及び売渡手形	3,884
商 品 有 価 証 券	952	債券貸借取引受入担保金	27,437
有 価 証 券	1,049,832	借 用 金	38,993
貸 出 金	1,899,448	外 国 為 替	2
外 国 為 替	7,008	そ の 他 負 債	20,346
リース債権及びリース投資資産	28,522	賞 与 引 当 金	28
そ の 他 資 産	45,566	役 員 賞 与 引 当 金	47
有 形 固 定 資 産	35,331	退 職 給 付 に 係 る 負 債	506
建 物	10,171	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	12
土 地	21,029	株 式 報 酬 引 当 金	58
リ ー ス 資 産	124	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	466
建 設 仮 勘 定	2,346	偶 発 損 失 引 当 金	962
その他の有形固定資産	1,659	繰 延 税 金 負 債	18,049
無 形 固 定 資 産	4,143	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,732
ソ フ ト ウ ェ ア	4,026	支 払 承 諾	8,164
その他の無形固定資産	116	負 債 の 部 合 計	3,058,437
退 職 給 付 に 係 る 資 産	6,411	(純資産の部)	
繰 延 税 金 資 産	213	資 本 金	23,452
支 払 承 諾 見 返	8,164	資 本 剰 余 金	20,069
貸 倒 引 当 金	△ 17,265	利 益 剰 余 金	160,069
資 産 の 部 合 計	3,330,769	自 己 株 式	△ 1,043
		株 主 資 本 合 計	202,548
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	65,837
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 2,629
		土 地 再 評 価 差 額 金	5,187
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	387
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	68,783
		非 支 配 株 主 持 分	1,000
		純 資 産 の 部 合 計	272,331
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,330,769

連結損益計算書 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常収益		70,323
貸出証券の利息		23,702
有価証券の利息		14,473
預金の利息		142
信託の利息		19
役員報酬		1
その他の収益		8,829
償還の利息		15,251
その他の収益		7,756
償還の利息		1,076
経常費用		6,680
経常費用		4,419
預金の利息		703
渡り金		44
有価証券の利息		485
借入金の利息		659
その他の利息		39
役員報酬		2,486
その他の費用		1,495
償還の利息		13,562
その他の費用		27,528
償還の利息		4,882
その他の費用		4,166
経常利益		715
経常利益		18,433
固定資産の減損		29
固定資産の減損		136
固定資産の減損		297
税金等調整前当期純利益		433
法人税、住民税等		18,028
法人税		5,094
法人税		253
当期純利益		12,681
非支配株主に帰属する当期純利益		1,723
親会社株主に帰属する当期純利益		10,958

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月7日

株式会社 阿波銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新 田 東 平 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 橋 正 紹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社阿波銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの第207期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月7日

株式会社 阿波銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新 田 東 平 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 橋 正 紹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社阿波銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社阿波銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第207期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門および内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および主要な営業店において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、常勤の監査等委員が各社の監査役に就任し、それぞれ取締役会等に出席して意思決定を監視するほか、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2019年5月9日

株式会社 阿波銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 海 出 隆 夫 ㊟
 常勤監査等委員 小 松 康 宏 ㊟
 監 査 等 委 員 園 木 宏 ㊟
 監 査 等 委 員 米 林 彰 ㊟
 監 査 等 委 員 荒 木 光 二 郎 ㊟
 監 査 等 委 員 藤 井 宏 史 ㊟
 監 査 等 委 員 野 田 聖 子 ㊟

- (注) 1. 監査等委員 園木宏、米林彰、荒木光二郎、藤井宏史および野田聖子は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 当行は、2018年6月26日開催の第206期定時株主総会の決議により、同日をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2018年4月1日から2018年6月25日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

コーポレート・ガバナンス強化の観点から、顧問の設置に関する規定を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第22条（役付取締役およびその他の役職） 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。 ②取締役会は、その決議によって、専務執行役員、常務執行役員および執行役員を置くことができる。 ③取締役会は、その決議によって、相談役および顧問を置くことができる。	第22条（役付取締役およびその他の役職） 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。 ②取締役会は、その決議によって、専務執行役員、常務執行役員および執行役員を置くことができる。 ③取締役会は、その決議によって、相談役を置くことができる。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（7名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため1名増員し、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。また、取締役候補者の選任にあたりましては、アドバイザリー委員会の協議を経て取締役会にて決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> おか だ よし ふみ 岡 田 好 史 (1956年9月6日生)	1979年4月 当行入行 1998年6月 川内支店長 2000年2月 西大阪支店長 2001年6月 審査部長 2004年6月 当行取締役総合企画部長 2006年6月 当行常務取締役 2008年6月 当行取締役頭取（代表取締役） 2017年4月 当行取締役会長 現在に至る (重要な兼職の状況) 一般社団法人徳島経済同友会 代表幹事	21,443株
		《取締役候補者とした理由》 営業部門のほか、審査、経営企画部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2004年より取締役、2008年より取締役頭取、2017年より取締役会長を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引続き当行の経営に活かすため取締役候補者としてしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
2	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> なが おか すずむ 長 岡 奨 (1957年1月12日生)	1980年4月 当行入行 1997年1月 江戸川支店長 2000年8月 藍住支店長 2002年6月 事務統括部長 2004年6月 営業推進部長 2006年6月 執行役員審査部長 2008年6月 当行取締役人事部長 2010年6月 当行取締役東京支店長 2012年6月 当行常務取締役 2016年6月 当行専務取締役 2017年4月 当行取締役頭取（代表取締役） 現在に至る (重要な兼職の状況) 一般社団法人徳島県銀行協会 会長 《取締役候補者とした理由》 営業部門のほか、審査、人事部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2008年より取締役、2016年より専務取締役、2017年より取締役頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引続き当行の経営に活かすため取締役候補者となりました。	8,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
3	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">おお にし やす お 大 西 康 生 (1955年9月23日生)</p>	<p>1979年4月 当行入行 1999年2月 板野支店長 2000年8月 岡山支店長 2002年2月 営業推進部長 2004年6月 当行取締役人事部長 2006年6月 当行常務取締役 2014年6月 当行専務取締役（代表取締役） 2017年4月 当行取締役副頭取（代表取締役） 現在に至る （経営統括部担当）</p> <p>《取締役候補者とした理由》 営業部門のほか、営業推進、人事部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2004年より取締役、2014年より専務取締役、2017年より取締役副頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引続き当行の経営に活かすため取締役候補者となりました。</p>	5,100株
4	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">ふく なが たけ ひさ 福 永 丈 久 (1961年8月28日生)</p>	<p>1984年4月 当行入行 2003年6月 板野支店長 2005年6月 堺支店長 2007年6月 経営管理部長 2008年6月 審査部長 2009年6月 総合企画部長 2010年6月 執行役員総合企画部長 2012年6月 当行取締役総合企画部長兼経営品質推進室長 2013年6月 当行取締役人事部長 2014年6月 当行常務取締役 現在に至る （審査部、証券国際部担当）</p> <p>《取締役候補者とした理由》 営業部門のほか、経営企画、人事部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2012年より取締役、2014年より常務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引続き当行の経営に活かすため取締役候補者となりました。</p>	4,678株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> み よし とし ゆき 三 好 敏 之 (1958年6月8日生)	1981年4月 当行入行 1996年8月 総合企画部調査役 1997年6月 総合企画部企画調査課長 1999年8月 営業推進部営業推進課長 2001年6月 石井支店長 2003年6月 高知支店長 2005年6月 審査部法人室長 2006年6月 人事部長 2008年6月 大阪支店長 2012年6月 執行役員東京支店長 2014年6月 常務執行役員東京支店長 2016年6月 当行常務取締役 現在に至る (営業推進部担当)	3,900株
		《取締役候補者とした理由》 営業部門のほか、審査、人事部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2012年より執行役員、2016年より常務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引続き当行の経営に活かすため取締役候補者となりました。	
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> やま と し ろう 大 和 史 郎 (1962年6月26日生)	1986年4月 当行入行 2002年2月 人事部調査役 2004年2月 人事部人事課長 2008年2月 脇町支店長 2010年6月 西大阪支店長 2013年6月 総合企画部部付部長兼経営品質推進室長 2014年6月 執行役員経営統括部長兼バリュー・プロジェクト室長 2015年6月 執行役員審査部長 2017年6月 常務執行役員管理本部長 2018年6月 当行取締役常務執行役員管理本部長 現在に至る (管理本部(業務管理部、リスク統括部)担当)	2,440株
		《取締役候補者とした理由》 営業部門のほか、人事、経営企画、審査部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2014年より執行役員、2018年より取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引続き当行の経営に活かすため取締役候補者となりました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
7	<p style="text-align: center;">再任</p> <p>みうらあつのり 三浦 淳典 (1963年4月24日生)</p>	<p>1986年4月 当行入行 2002年2月 審査部審査役 2005年2月 江戸川支店長 2007年6月 北島支店長 2009年6月 高松支店長 2012年6月 事務部長 2014年6月 阿南支店長兼見能林支店長 2015年6月 執行役員阿南支店長兼見能林支店長 2016年6月 執行役員大阪支店長 2018年6月 当行取締役常務執行役員大阪支店長 現在に至る</p> <p>《取締役候補者とした理由》 営業部門のほか、審査、事務部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2015年より執行役員、2018年より取締役に務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引続き当行の経営に活かすため取締役候補者となりました。</p>	1,900株
8	<p style="text-align: center;">新任</p> <p>にしひろかず 西 大和 (1971年4月27日生)</p>	<p>1994年4月 当行入行 2009年6月 経営品質推進室長 2011年8月 総合企画部企画課長 2013年6月 山川支店長 2015年6月 松山支店長 2016年6月 証券国際部長 2017年6月 執行役員経営統括部長兼バリュー・プロジェクト室長 現在に至る</p> <p>《取締役候補者とした理由》 営業部門のほか、経営企画、証券部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2017年より執行役員を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引続き当行の経営に活かすため取締役候補者となりました。</p>	2,600株

(注) 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役小松康宏氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。また、監査等委員である取締役候補者の選任にあたりましては、アドバイザリー委員会の協議を経て取締役会にて決定しております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
<div style="text-align: center; background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">新任</div> すみ とも やす ひこ 住 友 康 彦 (1961年4月25日生)	1985年4月 当行入行 2000年8月 審査部融資企画課長 2002年11月 江戸川支店長 2005年2月 営業推進部部長代理 2007年6月 西大阪支店長 2010年6月 審査部長 2012年6月 高松支店長 2015年6月 業務管理部長 2017年6月 監査部長 現在に至る 《取締役候補者とした理由》 営業部門のほか、審査、事務・総務部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした経験や知見から、監査等委員として経営監督機能を適切に担うことができるものと判断し、監査等委員である取締役候補者としてしました。	1,800株

- (注) 1. 候補者住友康彦氏と当行との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 当行では、現在、非業務執行取締役等との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結できる旨、現行定款に定めております。これに基づき、住友康彦氏が本定時株主総会において選任された場合は、同氏との間に責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める額といたします。

以 上

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使ウェブサイト

<https://www.e-sokai.jp/>

議決権行使期限

2019年6月26日(水)午後5時30分まで

ご注意事項

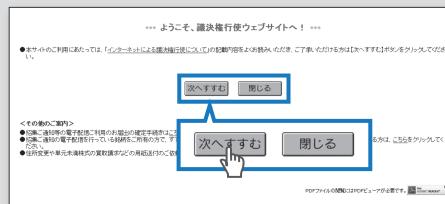
- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウィルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によって、ご利用できない場合もございます。
 - 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主さまのご負担となります。
- また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社「CJ」が運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

「議決権行使ウェブサイト」による方法

01 議決権行使ウェブサイトへアクセス



「次へすすむ」をクリック

「スマートフォン」による方法

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイト」
「議決権行使コード」および「パスワード」

01 QRコードを読み取る



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取る

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合に

02 ログイン

お手元の議決権行使書用紙に記載された「**議決権行使コード**」を入力し、「**ログイン**」をクリック

03 パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「**パスワード**」を入力し、「**次へ**」をクリック

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

「モバイルログインQRコード」を読み取りいただくことにより、
が入力不要でアクセスできます。

02 議決権行使方法を選ぶ

議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

03 各議案の賛否を選択

画面の案内に従って
各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

は、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力ください。

パソコンなどの
操作方法に関する
お問い合わせ先

株主名簿管理人 日本証券代行(株)代理人部ウェブサポート専用ダイヤル

電話 **0120-707-743** (フリーダイヤル)

受付時間 **9:00~21:00** (土曜・日曜・祝日も受付)

株主総会会場 ご案内図

徳島市西船場町二丁目24番地の1
当行本店 3階大会議室
電話 (088) 623-3131 (代表)



▶ 交通のご案内

- JR徳島駅より 徒歩約10分
- 八百屋町バス停より 徒歩約8分
- 元町バス停より 徒歩約5分
- 新町バス停より 徒歩約5分
- 徳島阿波おどり空港より バス・徒歩約40分
タクシー 約30分

駐車場の収容台数に限りがございますので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。